

契約規則第52条の2による公表調書

教育部 生涯学習課

1 発注見通し

購入物品名（業務名）	生涯学習センター樹木剪定および刈込等委託業務
契約内容	別紙 仕様書のとおり
発注予定期間	令和7年9月

2 契約締結前公表

契約内容	生垣の剪定・刈込、処分
決定方法	随意契約
選定基準	市内に拠点を有する、シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター若しくはこれらに準ずるものとして総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものであること
申請方法	申請書の提出

3 契約締結後公表

契約者の名称	公益社団法人 豊橋市シルバー人材センター
選定理由	別紙 隨意契約理由書のとおり
契約日（契約期間）	令和7年10月3日～令和8年3月31日
契約金額	金 936, 576円

豊橋市生涯学習センター樹木剪定および刈込等委託業務仕様書

1 業務名 豊橋市生涯学習センター樹木剪定および刈込等委託業務

2 業務場所

生涯学習センター名	住所
二川	豊橋市大岩町字東郷内111-1
豊岡	豊橋市西岩田四丁目2-9
東陽	豊橋市多米中町一丁目6-1
青陵	豊橋市南牛川二丁目4-1
杉山	豊橋市杉山町字孝仁11
石巻	豊橋市石巻本町字市場110
吉田方	豊橋市高洲町字高洲122-7
五並	豊橋市細谷町字大附98-9
南部	豊橋市北山町95-1
豊城	豊橋市今橋町16
高師台	豊橋市西幸町字浜池332-2
東部	豊橋市岩屋町字岩屋下66-1
飯村分館	豊橋市飯村南4丁目6-3
東陵	豊橋市牛川町字乗小路32-31

※業務場所詳細は別紙図面参照

※青陵生涯学習センターは11月8日までに、東陵生涯学習センターは1月までに実施すること

3 業務内容

生涯学習センター名	業務内容	処分量見込み
二川	アカメ:高さ1.2m×25本 / 雑木:10本 / ウバメガシ・カイヅカイブキ・椿・サツキ等:9本	140kg
豊岡	低木(玄関西横):高さ1.1m×1本/低木(南庭西):高さ0.8m~2.5m×13本 低木(南庭東):高さ1.3m~2.5m×3本/低木(東庭):高さ1.2m×1本	200kg
東陽	ツツジの生垣:高さ1.2m×幅1m / 花壇のツツジ:高さ0.4m×幅2m / マサキ:高さ1.2m×幅1m/ サクラ:高さ4m×2本 / ツツジの生垣:1.2m×1m / アベリア:高さ1.2m×1m	400kg
青陵	生垣:高さ1.2m×5か所	200kg
杉山	サザンカ:高さ5m×15本 / ソテツ:高さ3m×3本 / しだれ梅:高さ3m×1本 金木犀:高さ3m×2本	330kg
石巻	ツツジの生垣:高さ0.5m×幅10m/サツキの生垣:高さ0.4m×8本/ヒツバタゴ:高さ5m×1本	140kg
吉田方	ケヤキ:高さ5m×幅5.5m/セイヨウミザクラ:高さ4.5m×幅4.5m/ヤマモモ:高さ4m×幅3m/ゴヨウ マツ・ドウダンツツジ・ベンジャミン等:15本(最大で高さ2m×幅2m)	400kg
五並	クスノキ:高さ4m×1本 / キンモクセイ:高さ2.5m×3本 / カシノキ:高さ2.5m×4本 ツツジ:高さ1.5m×5本 / ツゲ:高さ1.2m×5本 / ツゲ:高さ1m×3本	200kg
南部	サザンカの生垣:高さ1.2m×幅10m / 雑木:3本	530kg
豊城	カイヅカイブキの生垣:高さ2.5m×幅20m	1500kg
高師台	ユリノキ:高さ5m×4本 / うめ:高さ3m×1本 / サクランボ:高さ3m×1本 タカサゴジイ:高さ5m×1本/クスノキ:高さ4m×1本/アカメガシワ:高さ3m×1本	330kg
東部	サザンカの生垣:高さ1.5m×幅133.5m / ヤマモモ:高さ3~4m×4本	530kg
飯村分館	クスノキ:高さ2~4m×7本 / ヒメシャリ:高さ2m×7本 / キンシバイ(植え込み)	1060kg
東陵	ツツジの生垣(斜面):高さ1.5m×幅20m、ヒバの生垣:高さ1m×60m	500kg

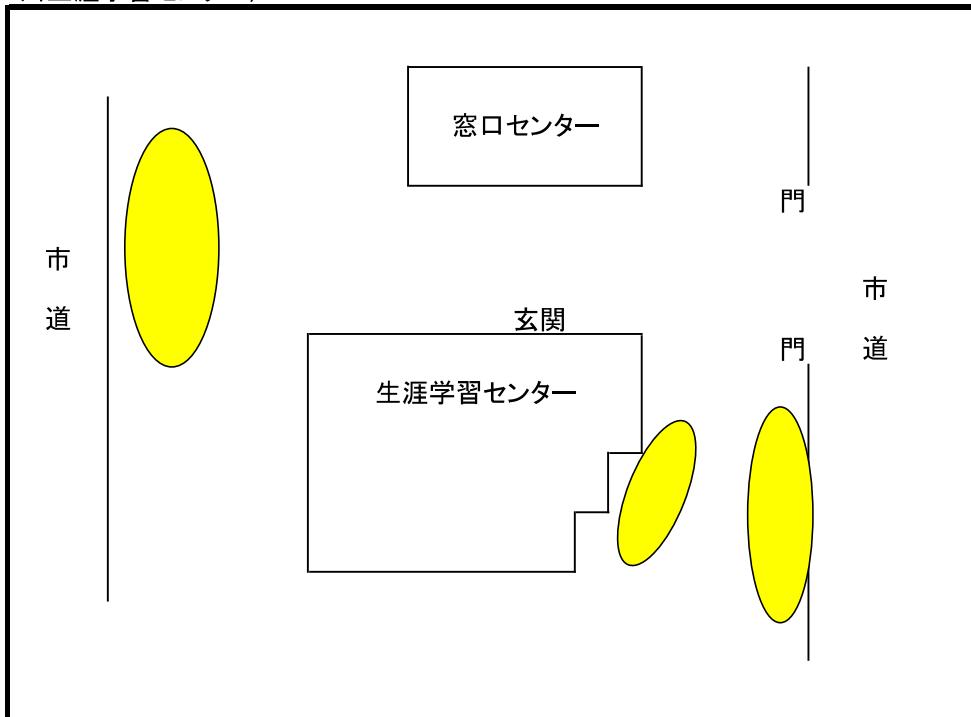
4 業務期間

契約日～令和8年3月31日

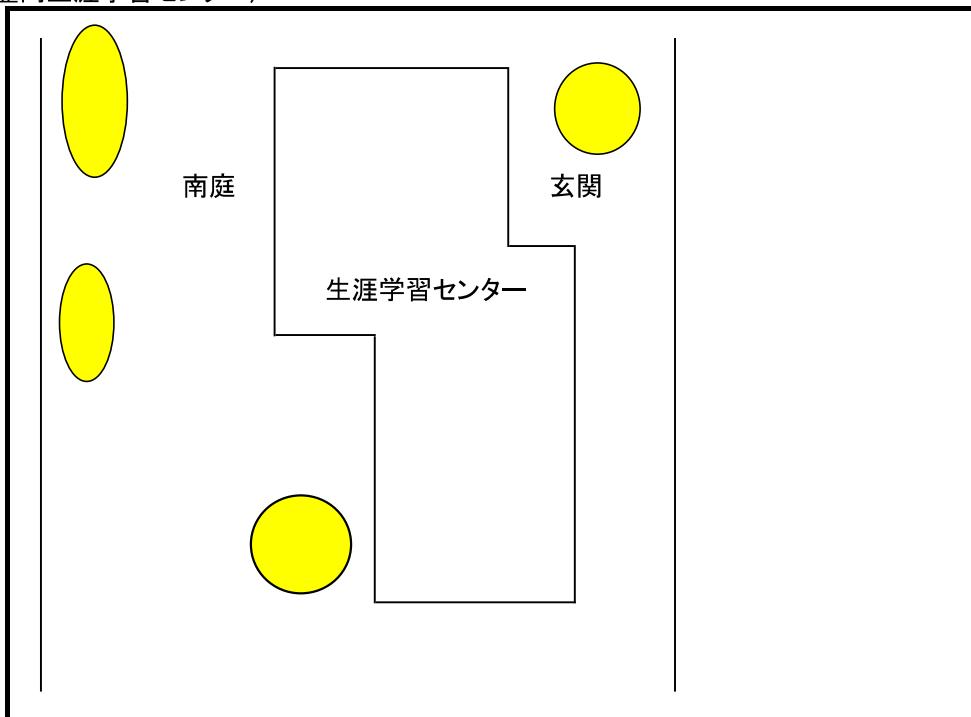
5 その他

- 剪定、刈込、枝払いにより発生した廃棄物の運搬及び処分(資源化センターへの運搬)費用を含む。なお、資源化センターへの運搬費用(資源化センター投入料金 150円／10kg)については、投入量に応じて、業務完了時に精算する。
- 実施報告書には、作業前後の写真を添付すること。また、資源化センターより交付された計量伝票を添付すること。
- 本業務で必要とする器具及び消耗品はすべて受託者の負担とする。
- 作業日の決定にあたっては、発注者と日時調整し、また、作業中はセンター利用者の安全に十分配慮すること。
- 業務の実施にあたっては、従事者に事故が無いように十分注意すること。もし、業務に関連し事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。また、事故により要する損害賠償及び修繕に対して、受託者が誠意をもって対応すること。
- その他定めのない事項は、豊橋市契約規則によるほか、両者協議のうえ定める。

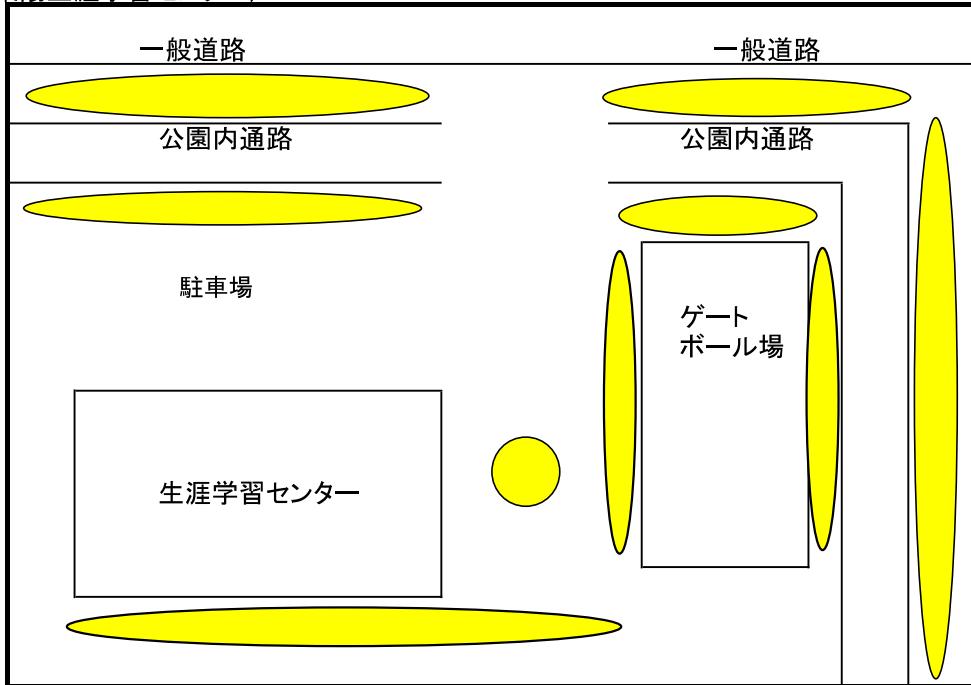
〈二川生涯学習センター〉



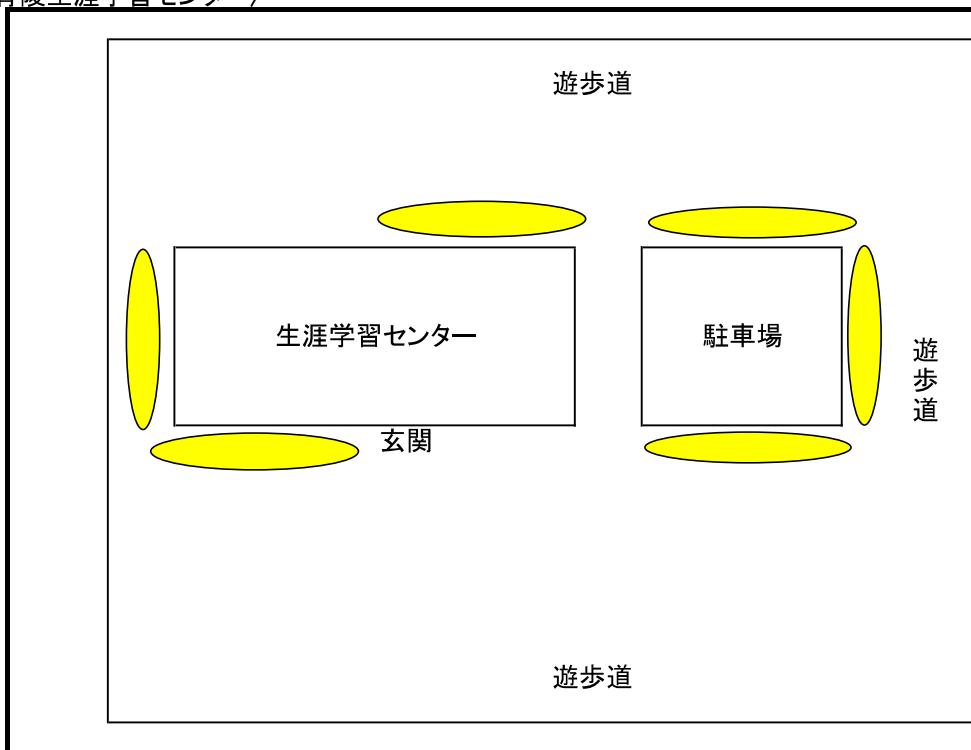
〈豊岡生涯学習センター〉



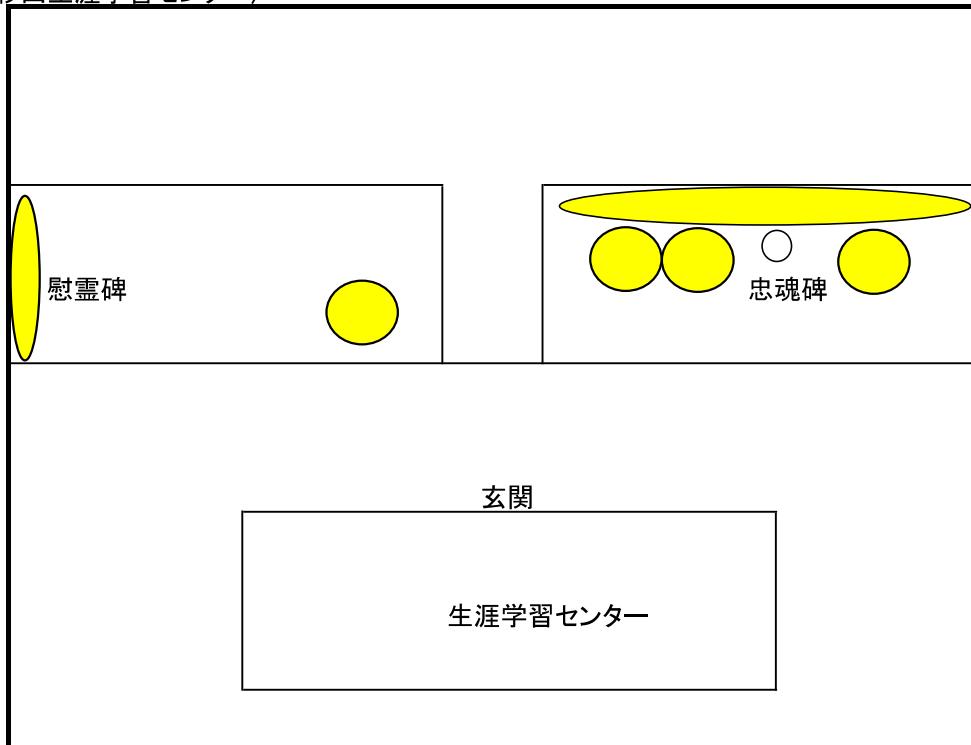
〈東陽生涯学習センター〉



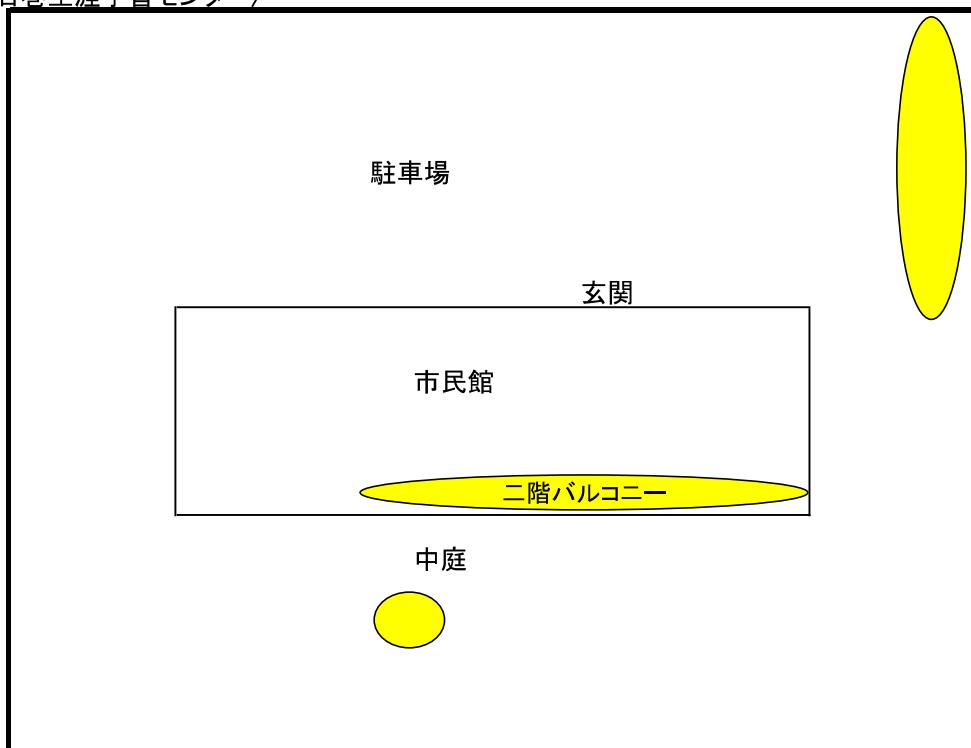
〈青陵生涯学習センター〉



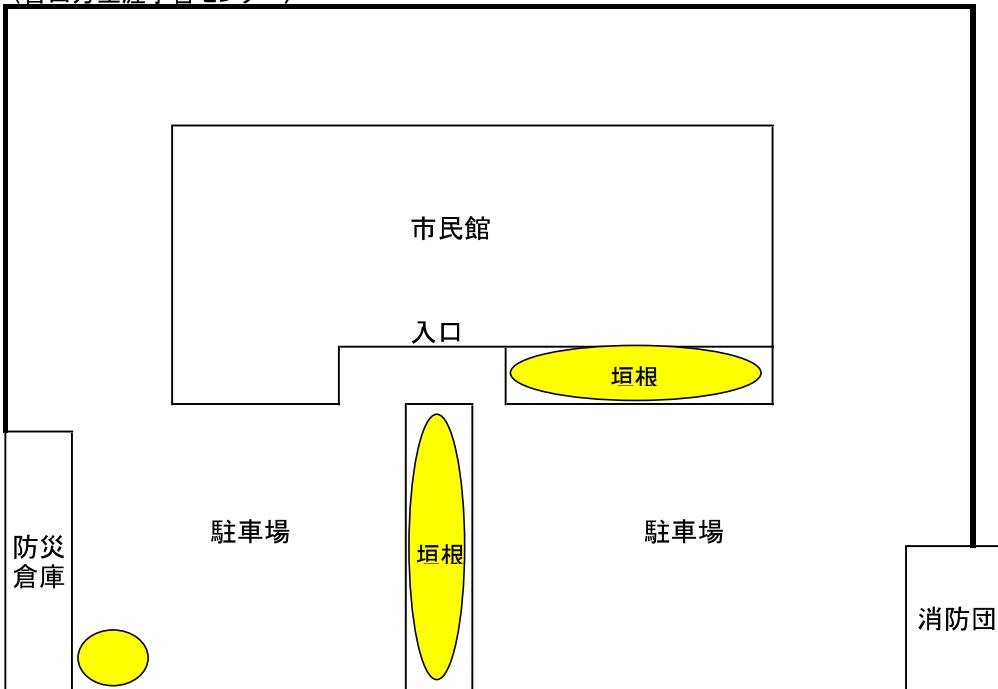
〈杉山生涯学習センター〉



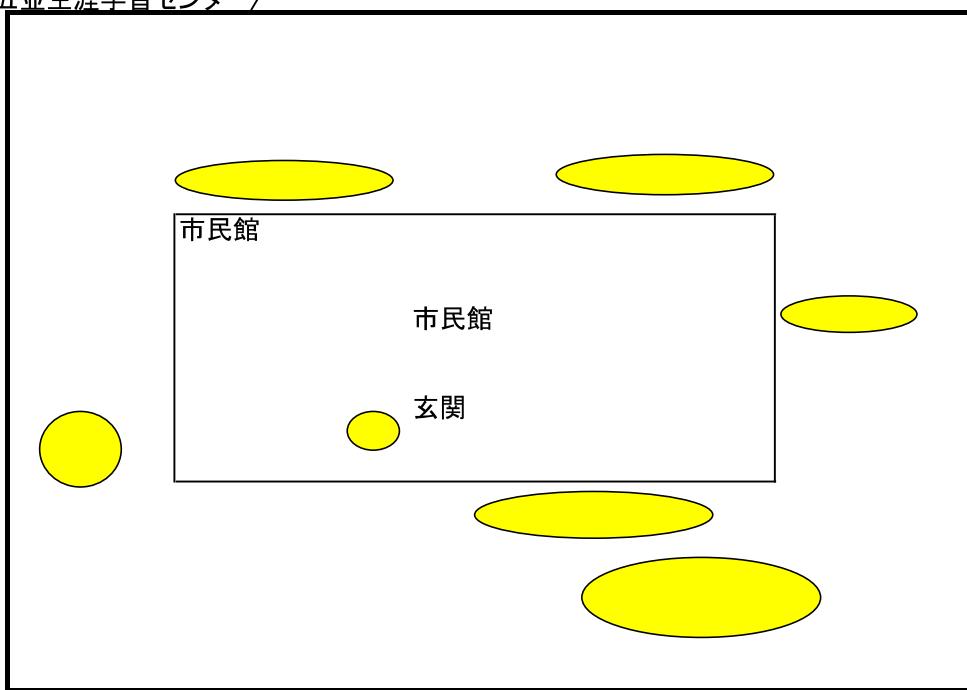
〈石巻生涯学習センター〉



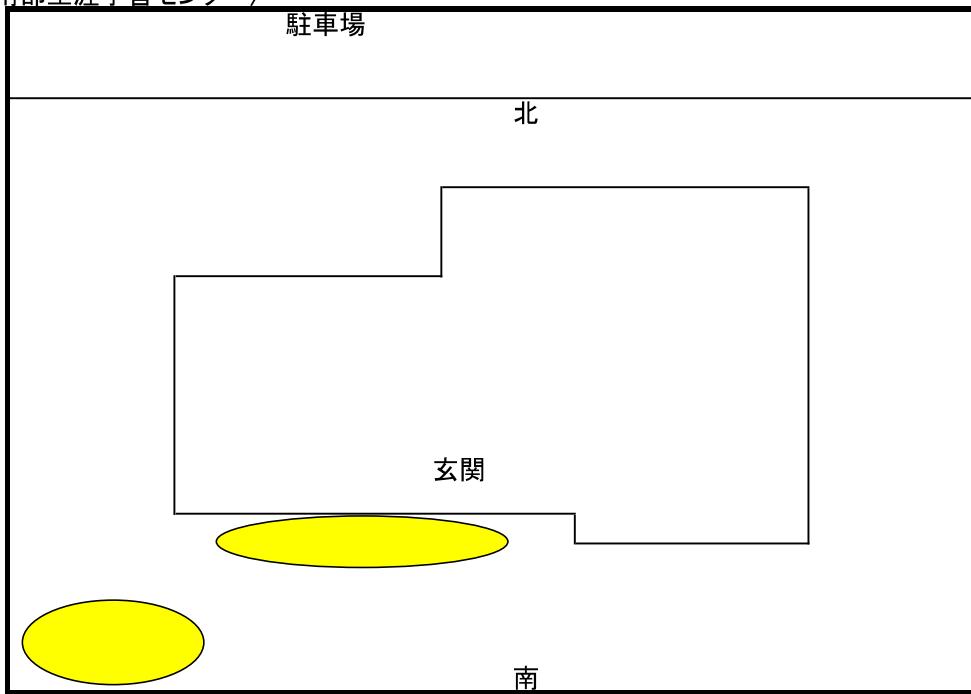
〈吉田方生涯学習センター〉



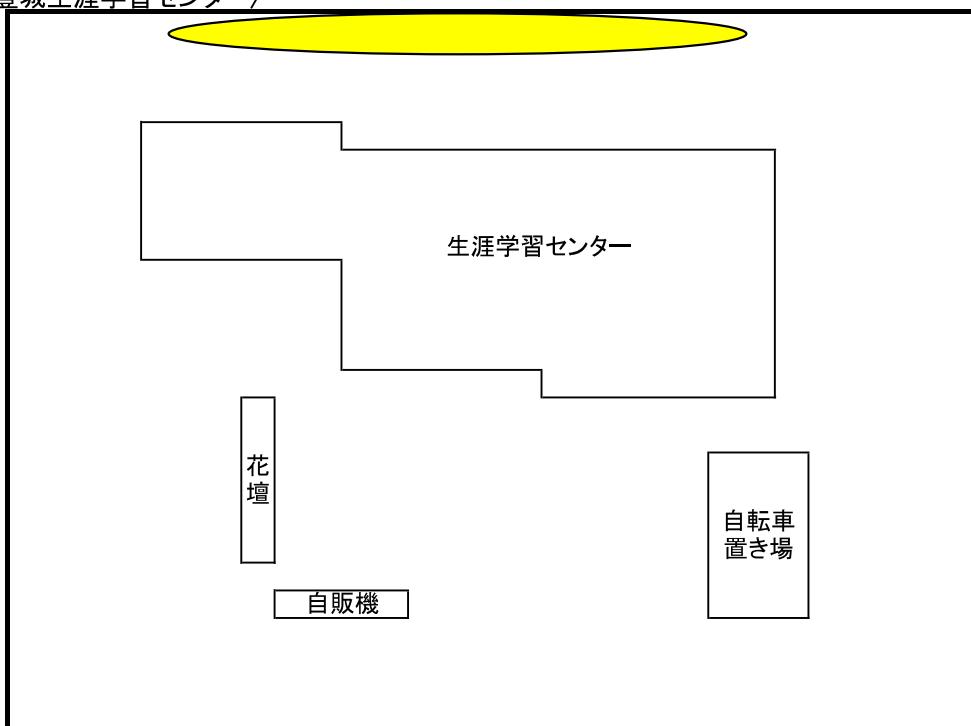
〈五井生涯学習センター〉



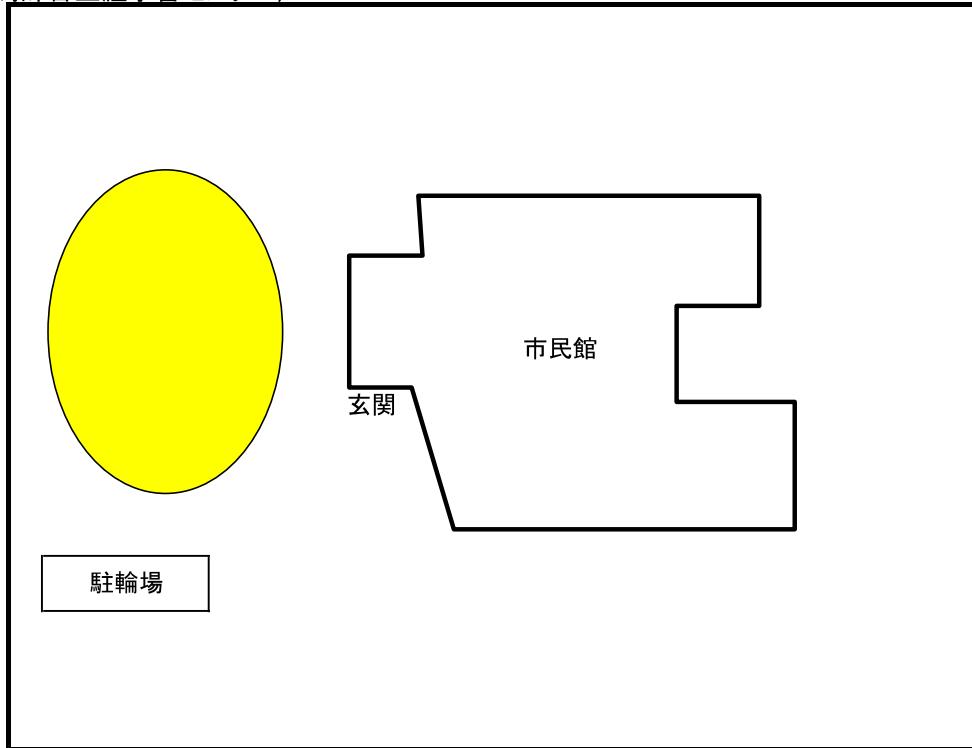
〈南部生涯学習センター〉



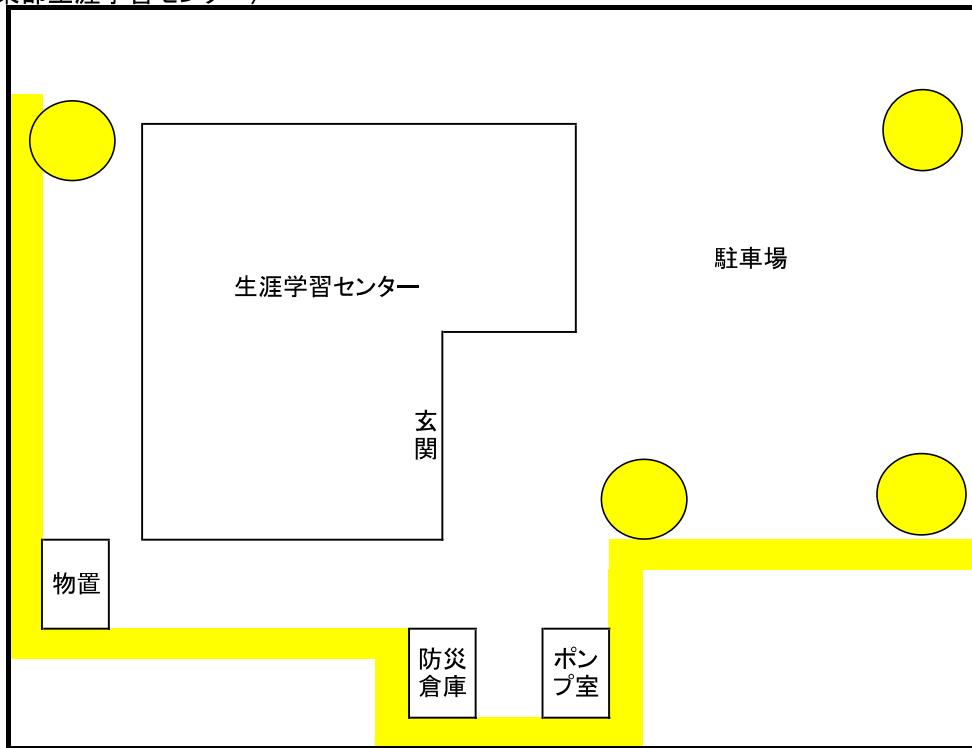
〈豊城生涯学習センター〉



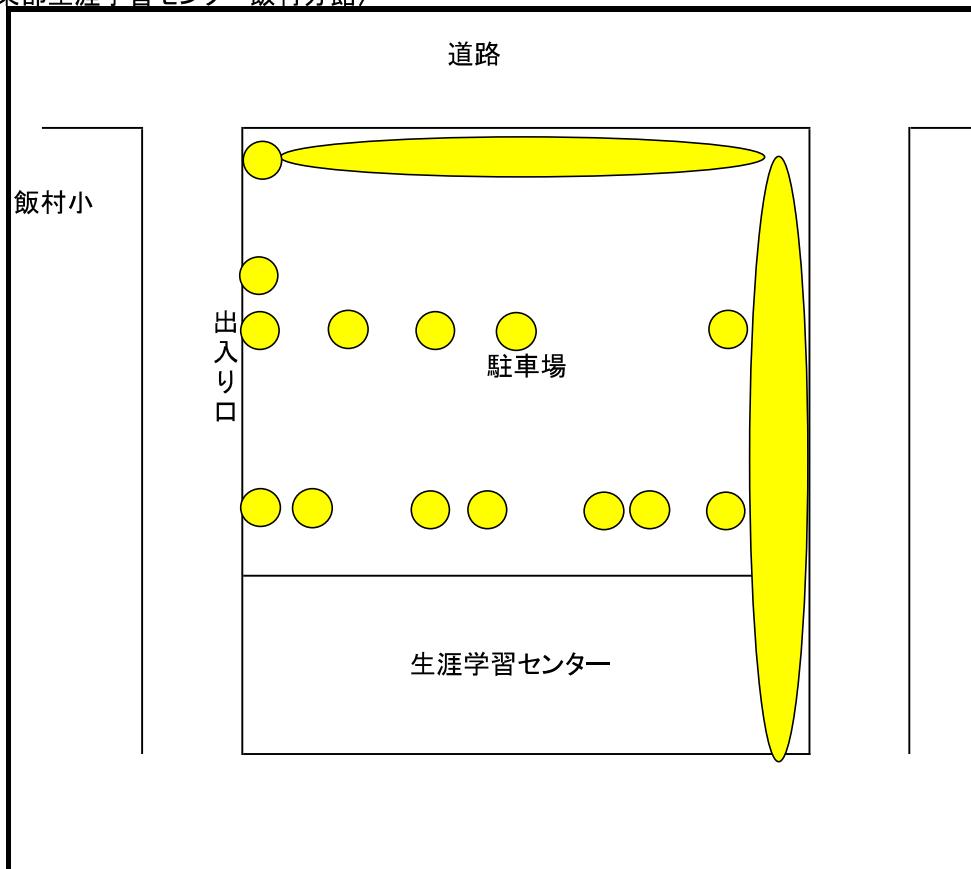
〈高師台生涯学習センター〉



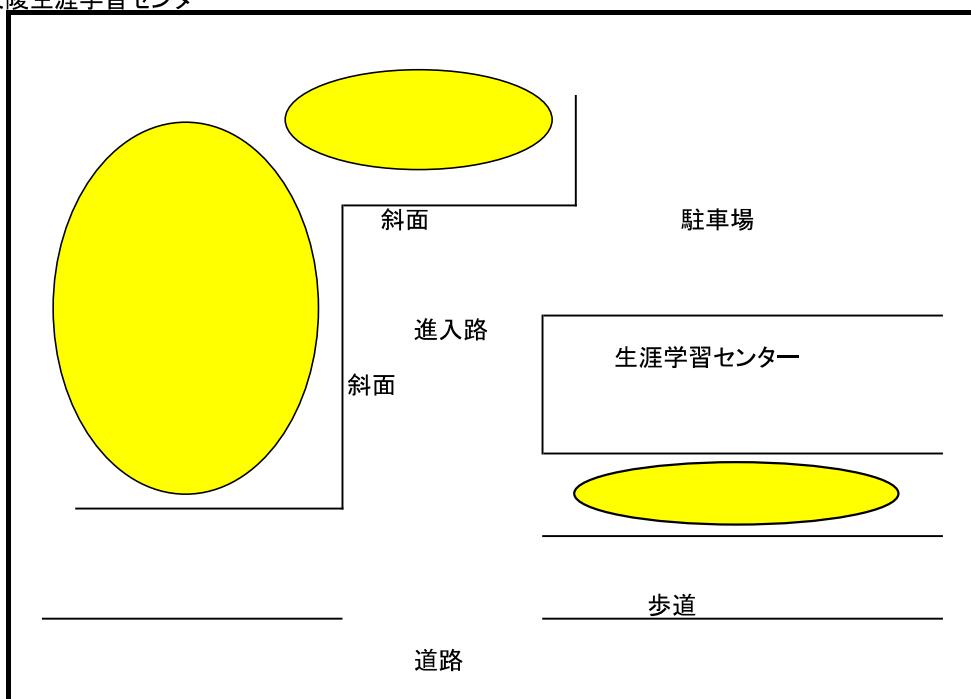
〈東部生涯学習センター〉



〈東部生涯学習センター飯村分館〉



東陵生涯学習センター



随意契約理由書

高齢化社会が進展する我が国において、成長力を高めて行くためには、高齢者の就労機会の確保を図ることが必要となっている。

こうした社会情勢の中、高齢者の福祉の増進と、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目指し設立された、公益社団法人豊橋市シルバー人材センター等に当業務を委託することは公益性があり最適であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約とするものです。